

日 薬 業 発 第 13 号
令 和 6 年 4 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課、老健局認知症施策・地域介護推進課および同老人保健課より本会宛事務連絡（別添1）があり、また、警察庁交通局交通規制課長より警視庁・各道府県警察本部長宛に通達（別添2）がなされましたのでお知らせします。

訪問診療等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっていること、また、都道府県警察においては訪問診療等の業務の実情に鑑み、申請書類等の簡素合理化を図り申請者の負担軽減に努めていること等に関しましては、平成31年2月27日付け日薬業発第426号にてご案内のとおりです。

今般の連絡は、当該対象に訪問介護等の用務の車両が含まれることを明確化することが主な趣旨で、対象車両に「居宅療養管理指導」が明記されました（別添2の2（2））。また、緊急訪問時など許可日時をあらかじめ正確に特定できない場合の申請への対応等についてより明確化した上で、あらためて周知されました（別添2の3）。

貴会におかれましては内容につきご了解いただきますとともに、貴会会員に対しましては必要に応じ、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せいただきますようご周知ください。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが何卒よろしくお願い申し上げます。

<別添>

1. 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）（令和6年4月3日付、厚生労働省医政局地域医療計画課、老健局認知症施策・地域介護推進課、同老人保健課事務連絡）
2. 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）（令和6年3月22日付、警察庁丁規発第37号）

※ 当該通達は、下記警察庁ホームページに掲載されています。

- 警察庁ホームページ>法令>通知・通達>警察庁の施策を示す通達>交通規制課

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu.html#kisei>

- 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）（令和6年3月22日付．警察庁丁規発第37号）
<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20240322.pdf>